

市民の暮らしを応援します

物価高騰対策家計応援商品券

エネルギー・食料品価格などの高騰による影響を踏まえ、家計の負担軽減と地域経済の活性化を目的に実施します。

商品券の金額

1世帯当たり1万円(1,000円×10枚)

対象

令和7年5月1日(基準日)に、旭市に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯物価高騰対策給付金(1世帯当たり3万円)の受給対象でない世帯

商品券の使用可能期間

7月1日(火)～12月31日(水)

※使用できる店舗など、くわしい

内容は、市ホームページで確認

してください。

〈使用するときの注意事項〉

○おつりは出ません。

○商品券の交換や売買、現金との引き換えはできません。

○ギフト券や切手など換金性の高いものには使用できません。

配布方法

6月中旬から対象の世帯主宛

てに、ゆうパックで商品券が届

きます。

事前の申請は不要です。

配達時に不在で受け取れな

かった場合は、不在票が郵便受

けに投函されます。

物価高騰対策家計応援商品券の取扱店を募集

旭市商業振興連合会では、旭市共通商品券などを取り扱う会員を募集しています。会費は無料です。

今回の物価高騰対策家計応援商品券では、通常かかる額面の3%の換金手数料がかかりません。この機会に加入して販売促進に活用しませんか。

加入資格

- 市内に営業基盤がある小規模な商業・サービス業を営む事業者
- 使用期限付き商品券と使用期限がない商品券、いずれも取り扱うことができる事業者

申し込み・問い合わせ先

旭市商業振興連合会(☎62-1348・旭市商工会内)

郵便局での保管期間(7日間)を経過した後は、企画政策課の窓口で受け取ってください。

受付時間…平日の午前9時～午後4時
☎74・7113

不在票が投函されていたら

不在票の記載内容に従って、郵便局に再配達を依頼してください。

問い合わせ先

物価高騰対策家計応援商品券担当窓口(企画政策課企画調整班内)

※窓口に来た人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)が必要です。



商品券(見本)

自転車乗車用ヘルメット購入に補助金



かぶろう、あなたの命を守るヘルメット



自転車を利用中の死亡事故のうち、約6割が頭部に致命傷を負っています。

令和5年4月から、ヘルメットの着用が努力義務となりました。買い物や通学、通勤などの日常生活で自転車を利用するときは、必ず着用しましょう。

購入費が補助されます

対象/次の全てに該当する人

- ヘルメット購入日から補助金申請日までの期間、旭市に住民登録がある
- 市税の滞納がない
- 申請するヘルメットについて、別の補助金などの交付を受けていない
- 暴力団員などではない

補助額/2,000円 ※1人1回まで。購入金額が2,000円

未満の場合は、当該購入金額。付属品の購入費や送料は対象外です。

対象となるヘルメット/次の全てに該当するもの

- SGマークなどの安全基準に適合した認証がある
- 令和7年4月1日以降に購入した新品

申込期間/6月16日(月)～令和8年2月27日(金)

申し込み方法/市ホームページにある専用フォームから申し込むか、市民生活課で入手できる申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

くわしい内容は、市ホームページで確認できます。



申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)